

環境審査員認証マーク規程

1. 適用

本規程は、環境マネジメントシステム審査員評価登録センター(以下、「CEAR*」という)の認証マーク、ロゴ、センター英文表記について定めるとともに、CEAR 登録の環境マネジメントシステム審査員(以下、「環境審査員」という)がCEARの認証マークを使用する場合の条件について規定する。

承認された環境審査員研修コースを実施する機関(以下、「研修機関」という)が使用するCEARの承認マークの条件については、別途「研修コース承認マーク規程(TD130)」で規定する。

なお、環境審査員研修コース及び筆記試験を合格しても、CEARに環境審査員として登録していない場合は認証マークを使用することはできない。

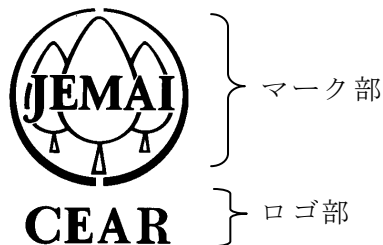
*: CEAR(セアー): 「環境マネジメントシステム審査員評価登録センター」の略称

(Center of Environmental Auditors Registration)

2. CEARの認証マーク、ロゴ及び英文表示

- 1)CEARの英文表記を、Center of Environmental Auditors Registration in Japan Environmental Management Association for Industryとする。
- 2)CEARのロゴをCEARとする。
- 3) 認証マークは、一般社団法人産業環境管理協会(以下、「協会」という)マークとCEARのロゴとを組合せて使用し(図1)、協会が他の業務に使用する協会マークと区別する(英文表記はつけない)。

図1



- 4) マーク及びロゴの基本色は黒色とする。サブカラーとして、緑、青、金、銀色の表示も可とする。
なお、マーク部は地色と明瞭な対比をもたせて表示しなければならない。
- 5) 認証マークを縮小又は拡大して表示する場合は、縮小又は拡大後の各々の部分を図1と同一比とする。
- 6) 縮小することによりロゴが明瞭に判読できない場合は、そのサイズの認証マークを使用してはならない。

3. CEARの認証マークの使用条件

CEAR登録の環境審査員は、以下に定める範囲内においてCEARの認証マークを使用することができる。

- 1)認定機関の認定マークは、いかなる場合も使用してはならない。
- 2)CEARの認証マークは、名刺記載用としてのみ使用することができる。
- 3)CEARの認証マークは、身分証の有効期間内においてのみ使用することができる。
- 4)CEARの認証マークの使用に当たっては本規程を順守しなければならない。
- 5)CEAR登録の環境審査員が認証マーク及び認定機関の認定マークを不正に使用した場合は、「環境審査員に関する停止・失効・取消規程(CD150)」に従い、その資格を取り消す。また必要により、法的処置をもって対処する。

以上